



厚生労働省佐賀労働局



佐賀県社会保険労務士会

Press Release

平成31年1月28日（月）発表

【照会先】

佐賀労働局労働基準部監督課

課長 本田 真由美

監察監督官 宅島 俊博

電話 0952-32-7169

佐賀県社会保険労務士会

事務局長 植松 和信

電話 0952-26-3946

佐賀労働局と佐賀県社会保険労務士会が 「働き方改革推進連携協定」を締結

～1月31日(木)10時から佐賀労働局において協定締結式を開催～

佐賀労働局（局長 菊池泰文）と佐賀県社会保険労務士会（会長 北村鉄夫）は、佐賀県内の働き方改革の推進のため、4月1日から順次施行される働き方改革関連法の周知をはじめとして、相互に取組事例等の情報共有を図り連携して効果的な情報発信をしていくことにより働き方改革に取り組む県内企業の支援を行うことを目的として、「働き方改革推進連携協定」を締結することで合意しました（別紙参照）。

協定締結式を下記により開催します。

記

1. 日 時 平成31年1月31日（木）10時
2. 場 所 佐賀地方合同庁舎 4階佐賀労働局長室（佐賀市駅前中央3-3-20）
3. 出席者
佐賀労働局 局長 菊池 泰文
佐賀県社会保険労務士会 会長 北村 鉄夫
4. 報道機関の皆様へ

取材にお越しの際は、4階総務課において下さい。職員が局長室にご案内します。

また、現在当庁舎は、佐賀税務署での確定申告のため、駐車場が大変混雑しています。前日15時までに佐賀労働局担当者あて取材する旨をお知らせいただければ、駐車スペースを確保しておきます。

働き方改革推進に係る連携協定

佐賀県社会保険労務士会（以下「甲」という。）及び厚生労働省佐賀労働局（以下「乙」という。）は、働き方改革を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、佐賀県の経済状況、産業事情、雇用情勢等に留意し、甲及び乙が相互に連携を強化することにより、働き方改革に取り組む企業を支援し、県内の働き方改革の推進を図っていくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携して取り組むものとする。

- 1 働き方改革関連法（平成30年法律第71号）の周知に関すること。
- 2 働き方改革に関する次の事項について、取組事例等の情報の共有及び発信に関すること。
 - ① 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
 - ② 適正な労働条件の下での生産性向上
 - ③ 長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進
 - ④ 病気の治療、子育て、介護等と仕事の両立支援
 - ⑤ 女性、若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
 - ⑥ 障害者、高齢者の就業促進
 - ⑦ その他、働く方の個々の事情に応じた多様な働き方を可能とする魅力ある職場づくり
- 3 労働関係業務の電子化の推進に関すること。
- 4 その他本協定の目的に資すること。

（協議の実施）

第3条 甲と乙は前条の取組を実施するに当たり、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙により書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(疑義への対応)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成 31 年 月 日



甲 佐賀県社会保険労務士会 会長 北村 鉄夫



乙 佐賀労働局 局長 菊池 泰文